

うるま市告示第158号

うるま市特定健康診査に関する自治会報奨金交付要綱を次のように定める。

令和8年9月9日

うるま市長 中村 正人

うるま市特定健康診査に関する自治会報奨金交付要綱

うるま市特定健康診査に関する自治会の表彰及び助成規程（平成26年うるま市告示第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、国民健康保険被保険者の健康増進、疾病予防及び医療費適正化のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）に基づき市長が実施する特定健康診査（以下「特定健診」という。）の受診率向上に寄与した自治会に報奨金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 報奨金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件を満たす自治会とする。

- （1） うるま市内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であること。
- （2） うるま市自治会長連絡協議会の構成団体であること。

（算定受診対象者）

第3条 報奨金の算定に用いる受診対象者（以下「算定受診対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- （1） 申請日の属する年度の前年度（以下「実施年度」という。）中に40歳以上74歳以下の年齢に達する者のうち、実施年度の4月1日時点で国民健康保険の被保険者であって、途中において脱退がないもの
- （2） 実施年度中に、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第1条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に該当しない者
- （3） 高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成19年厚生労働省令第140号。以下「省令」という。）

第44条第2項の規定に基づく、特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告時において、申請自治会の自治会区域内に住所を有する者

(算定受診者)

第4条 報奨金の算定に用いる受診者（以下「算定受診者」という。）は、前条の算定受診対象者のうち、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 実施年度中に特定健診を受診した者
- (2) 実施年度中に法第20条ただし書に規定する特定健康診査に相当する診査を受け、厚生労働省令で定めるところによりその結果の記録の写しの提供があった者
- (3) 実施年度中に法第26条第2項の規定により他の保険者から本市に特定健康診査に関する記録の送付があった者

(報奨金)

第5条 報奨金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる方法により算定した額とする。

- (1) 算定受診者数が算定受診対象者数の30パーセント以下の場合 算定受診者数に100円を乗じて得た額
 - (2) 算定受診者数が算定受診対象者数の30パーセントを超える場合 次のアからウまでの規定により算出して得た額
 - ア 算定受診対象者数の30パーセントに相当する人数に100円を乗じた額を算出する。
 - イ 算定受診者数から算定受診対象者数の30パーセントに相当する人数を控除した人数に5000円を上限に市長が定める単価を乗じた額を算出する。
 - ウ ア及びイにより算出した額を合算して得た額を算出する。
- 2 前項第2号の規定により算定した人数に1人未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(実施結果通知)

第6条 市長は、省令第44条第2項の規定に基づく、特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告に係る根拠資料を用いて自治会区域ごとの内訳（算定受診対象者数、算定受診者数及び受診率）を算出し、当該自治会の長に特定健康診査実施結果通知書（様式第1号）により通知するものとする。

(交付申請及び請求)

第7条 自治会長は、前条の実施結果通知書を受領した日から14日以内に特定健康診査に関する自治会報奨金交付申請書兼請求書（様式第2号）に必要事項を記入し、市

長に提出するものとする。

- 2 前項において指定する振込先は、当該自治会名義の預金口座に限るものとする。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、これを審査し、交付の可否を決定し、特定健康診査に関する自治会報奨金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年9月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 当分の間、第3条第3号の規定の適用については、同号中「申請自治会の自治会区域内」とあるのは、「市が指定する行政区域内」とし、次項及び第4項の規定の適用については、次項及び第4項中「転居先の自治会区域内に住所を有する者」とあるのは、「市が指定する行政区域内に住所を有する者」とする。

(市外転出者に係る算定受診対象者の取扱い)

- 3 第3条第3号に規定する算定受診対象者の取扱いについて、実施年度の末日から特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告日までの間に市外へ転出した者は、転出前の自治会区域内に住所を有する者とみなして、転出前の申請自治会の算定受診対象者とする。

(市内転居者に係る算定受診対象者の取扱い)

- 4 第3条第3号に規定する算定受診対象者の取扱いについて、実施年度の末日から特定健康診査等の実施状況に関する結果の報告日までの間に他の自治会区域内に転居した者については、転居先の自治会区域内に住所を有する者とみなして、転居先の申請自治会の算定受診対象者とする。

特定健康診査実施結果通知書

自治会長

様

うるま市長

うるま市特定健康診査に関する自治会報奨金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり実施結果を通知します。

記

1 年度特定健康診査実施結果（法定報告値）

	受診対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率 (C)=(B)/(A)
うるま市	人	人	

2 （内訳）貴自治会区域分

	受診対象者数 (A)	受診者数 (B)		受診率 (C)=(B)/(A)
自治会	人	30%まで	人	
		30%超え	人	
		合計	人	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

特定健康診査に関する自治会報奨金交付申請書兼請求書

うるま市長 様

自治会名：

自治会長氏名：

電話番号：

うるま市特定健康診査に関する自治会報奨金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報奨金の交付を申請します。

また、本申請に対する決定金額を請求します。

記

1 交付申請額兼請求額 円（ 年度特定健康診査分）

受診対象者数	受診者数 (A)		単価 (B)	報奨金交付額 (C)=(A)×(B)
人	30%まで	人	100円	円
	30%超え	人	5,000円	円
	合計	人		円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	本店・支店 出張所					
口座種別	普通・当座	口座番号（右詰め・7桁）					
口座名義人 (カタカナ又は英字)							

※当該自治会名義以外の口座は指定できません。

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

特定健康診査に関する自治会報奨金交付決定通知書

自治会長 様
うるま市長

年 月 日付で交付申請のあったうるま市特定健康診査に関する自治会報奨金については、うるま市特定健康診査に関する自治会報奨金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 円（ 年度特定健康診査分）

受診対象者数	受診者数 (A)		単価 (B)	報奨金交付額 (C)=(A) × (B)
人	30%まで	人	円	円
	30%超え	人	円	円
	合計	人		円